

新規の営業許可

オンライン申請の方法

ログインします

ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

マニュアル
本文へ よくあるご質問 (FAQ)
文字サイズの変更
標準 大 特大

食品衛生申請等システム

The Food business Application System
for licenses, export certificates and report of food recalls.

アカウントをお持ちの方はログインIDとパスワードを入力してログインボタンをクリックしてください。

ログイン

ログインID	<input type="text"/>	ログイン	パスワードを忘れた方はこちら >
パスワード	<input type="password"/>		アカウントの作成はこちら >

アカウントの作成は、各団体・組織の方が作成できます。また、サービスデスクでもアカウントの作成を承っております。所定の書式に記入の上、サービスデスク宛にメールをご送信ください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ よくあるご質問 (FAQ)
文字サイズの変更
標準 大 特大

食品衛生申請等システム

The Food business Application System
for licenses, export certificates and report of food recalls.

営業許可の申請をクリック

メニュー

「食品衛生申請等システム」に開始に伴い、オンラインで申請・届出ができるようになります

2021年6月1日から「食品衛生申請等システム」の本格運用が始まりました。今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要があった営業許可等の申請・届出が、オンラインにて手続きできるようになります。手続きの効率化が図れますので、ぜひ活用いただけるようお願いします。(※)

※ これまでの手続きと同様に、紙による窓口への申請・届出も引き続き行うことは可能です。

申請・届出の記載や申請内容に関するお問い合わせは、営業所を所管する保健所へお問合せください。システムの利用方法や操作方法に関するお問い合わせについては、食品衛生申請等システムのヘルプデスクへお問合せください。※同様のお問合せも多く発生しておりますので、お問合せの前に「マニュアル」や「よくあるご質問(FAQ)」もご確認いただけるようお願いいたします。

営業許可・届出

- 営業許可の申請 >
- 営業の届出 >
- 地位承継届の届出 >

食品リコール

- リコール情報の届出 >
- リコール情報の検索 >

許可をとる施設を選びます

許可営業施設一覧

営業許可済みの情報、及び、営業許可申請中の情報が一覧されています。
新たに営業許可申請を行う場合は「新規申請」ボタンをクリックしてください。また、それぞれの一覧から参照や手続きを行って下さい。

申請者情報

法人番号	
氏名 (法人の場合は法人名)	食品 太郎
フリガナ	シヨクヒン タロウ
法人の代表者の氏名	
フリガナ	
郵便番号	4160906
住所	静岡県富士市本市場 441-1
電話番号	0545-00-0000
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

担当者情報

氏名	食品 太郎
フリガナ	シヨクヒン
電話番号	0545-00-

申請中営業施設

手続きが完了しているデータも表示する。

|< << < 0~0件目/0件中 > >> >|

整理番号

① 申請中の営業許可証が一覧されます。新たに手続き

登録済みの営業施設の営業申請を行う場合は、こちらから選択してください

新規営業施設

新規申請

戻る

発行済営業施設

|< << < 0~0件目/0件中 > >> >|

名称、屋号又は商号	郵便番号	住所	電話番号
-----------	------	----	------

① 発行済みの営業許可証が一覧されます。更新手続きを行う場合は、こちらから行ってください。

TOP

①初めて許可・届出を申請する時 → 新規営業施設

②すでに別の許可・届出を申請している施設で

追加で許可を申請する時 → 該当する施設名を選択

お店の情報を入力します

許可営業施設登録

営業許可を取得（新規、継続、変更、廃業）する営業施設の申請を行います。
営業施設の情報を設定、営業許可対象の営業の種類を設定して「確認」ボタンをクリックしてください。

整理番号	
ステータス	未申請
申請年月日	2021-06-03
譲渡	<input type="checkbox"/>

申請者情報

法人番号	
氏名（法人の場合は法人名）	食品 太郎
フリガナ	ショクヒン タロウ
法人の代表者の氏名	
フリガナ	
郵便番号	4160906
住所	静岡県富士市本市場 441-1
電話番号	0545-00-0000
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

担当者情報

氏名	食品 太郎
フリガナ	ショクヒン タロウ
電話番号	0545-00-0000

確認のため、ご連絡することが
ありますので、入力をお願いします。

営業施設情報

名称、屋号又は商号	富士キッチン
フリガナ	フジキッチン
郵便番号	4160906
都道府県	静岡県
市区町村	富士市
町域	本市場
番地等	441-1
マンション名等	富士総合ビル101
電話番号	0545-00-0000
ファクシミリ番号	0545-00-0000
電子メールアドレス	fuji@mail.com
営業車の自動車登録番号	

お店の名前

郵便番号で住所検索ができます

番地も忘れずに入力

キッチンカーの場合は車のナンバーを入力してください
例) 静岡 000 あ 00-00

提供する食品について入力します

フロンティア番号	
電子メールアドレス	
営業車の自動車登録番号	
主として取り扱う食品又は添加物	未選択 <input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/>
主として取り扱う食品又は添加物（自由記載）	
業態	
法第55条第2項各号のいずれかに該当する	
法第55条第2項各号	
自動販売	
施設	

選択 をクリックすると、別の画面が開きます。

日本標準商品分類の選択

総務省で刊行されている日本標準商品分類から、該当する食品等を選択してください。

検索条件

大分類	未選択
名称	

商品コードと名称

|< << < 1/10件中 > >> >|

コード	名称

検索ワードを入力

例) 調理食品、焼肉、スパゲッティ、アイス、からあげなど…
見つからなければ一番近い食品を選択してください。

日本標準商品分類の選択

総務省で刊行されている日本標準商品分類から、該当する食品等の一般名称を選択して下さい。

検索条件

大分類	未選択
名称	からあげ

商品コードと名称

|< << < 1~1件目/1件中 > >> >|

コード	名称
<input type="button" value="選択"/> 753944	その他の食料品 調理食品 その他の調理食品 揚げ物類 からあげ

選択 をクリック

電子メールアドレス	
営業車の自動車登録番号	
主として取り扱う食品又は添加物	753944 からあげ <input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/>
主として取り扱う食品又は添加物（自由記載）	竜田揚げ
業態	
法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	未選択 <input type="button" value="選択"/>
法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容	未選択 <input type="button" value="選択"/>
自動販売機の型番	
施設の構造及び設備を示す図面	事業譲渡以外の場合、必須項目です。ファイル登録ボタンから登録してください。
営業を譲り受けたことを証する書面等	事業譲渡の場合、必須項目です。ファイル登録ボタンから登録してください。
使用水の種類	未選択 <input type="button" value="選択"/>
水質検査の結果	④飲用に運する水を選択した場合は必須です。ファイル登録ボタンから登録してください。

自由に入力できます

お店の情報を入力します

飲食店の場合に入力

例) 露店、自動車、
和食店、居酒屋、イタリアンなど

これにあてはまりますか？

- (1) 食品衛生法又は同法に基づく処分違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと。
- (2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していないこと。
- (3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち
(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。

あとで図面データを添付します

(のちほど説明します)

井水の場合は、「飲用に適する水」
を選択

井水の場合は、あとで水質検査の結果をデータで
添付します(のちほど説明します)

申請する業種を選択します

営業の種類/許可情報

申請区分 営業の種類 初回許可年月日

をクリック

主として取り扱う食品又は添加物

未選択

① 飲食店営業

② 調理機能を有する自動販売機（要許可）

③ 食肉販売業

④ 魚介類販売業

⑤ 魚介類競り売り営業

⑥ 集乳業

⑦ 乳処理業

⑧ 特別牛乳搾取処理業

⑨ 食肉処理業

⑩ 食品の放射線照射業

⑪ 菓子製造業

⑫ アイスクリーム類製造業

⑬ 乳製品製造業

⑭ 清涼飲料水製造業

⑮ 食肉製品製造業

⑯ 水産製品製造業

⑰ 氷雪製造業

⑱ 液卵製造業

⑲ 食用油脂製造業

未選択

申請する業種を選択してください

ファイル登録ボタンから登録してください。

ファイル登録ボタンから登録してください。

必須です。
ださい。

許可番号 初回許可年月日

営業種類の説明

説明をよく読み、正しい業種を設定してください。

営業の種類

選択可能な営業の種類を一覧しています。内容をご確認の上、正しい営業の種類を設定して下さい。

種類	内容
① 飲食店営業	食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいう。
② 調理機能を有する自動販売機（要許可）	調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
③ 食肉販売業	食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業を除く。
④ 魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚類（冷凍したものを含む。以下この号及び次号において同じ。）を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売するもの、鮮魚類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態販売するもの及び同号に該当するものを除く。
⑤ 魚介類競り売り営業	鮮魚類を魚介類市場において競り売りその他の厚生労働省令で定める取引の方法で販売する営業をいう。
⑥ 集乳業	生乳を集荷し、これを保存する営業をいう。
⑦ 乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む。以下この号において同じ。）をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）若しくは清涼飲料水の製造をする営業をいう。

食品衛生責任者を入力します

食品衛生責任者になる方(予定の方)

食品衛生責任者又は食品衛生管理者の情報

責任者氏名	食品 太郎
フリガナ	シヨクヒン タロウ
資格	⑩知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者
受講した講習会、資格取得年月日等	●●協会 養成講習会 R3.6.1
管理者氏名	
フリガナ	
資格	
受講した講習会、資格取得年月日等	
食品等の	

講習会受講者の場合

- ① 講習会を受けた団体、講習会名
 - ② 受講年月日
- を入力してください。

- ・調理師、栄養士などの免許がある方は当てはまる資格を選択
- ・養成講習会受講者は⑩を選択
*これから講習会を受ける方も⑩

お店の情報を入力します

衛生管理情報

衛生管理計画	未選択▼
HACCPの取組	未選択
輸出食品取扱施設	未選択▼

入力に迷われる方は、空欄で送信し
手数料納付時に職員にご相談ください。

施設情報

<input type="checkbox"/>	飲食店営業のうち簡易飲食店営業の施設
<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
<input type="checkbox"/>	ふぐの処理を行う施設
<input type="checkbox"/>	指定成分等含有食品を取り扱う施設

当てはまる場合はチェックしてください。

*一般的な施設は該当しません。

- ・ 簡易飲食店営業…コンビニなど
- ・ 生食用食肉の加工…牛刺しなどを加工する施設 ※厳しい基準あり
- ・ ふぐの処理…特別な基準があります

基準に合っているか確認します

営業施設ごとの個別基準

営業施設ごとの個別基準 未確認

営業施設基準

全業種に共通する基準(約 30 個)と、業種ごとに決められた基準があります。

全ての質問に YES/NO/不適用を選択してください。

画面をスクロールすると全ての質問に回答できます。

営業施設基準

営業施設の基準を一覧しています。全ての項目に該非を設定して下さい。

営業施設に共通する基準

施設基準(特定基準)

- 一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの(以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業員の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない至又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。
- 三 施設の構造及び設備

未選択

未選択

NO

YES

営業施設ごとの個別基準

営業の種類 施設基準(特定基準)

- ① 飲食店営業 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

未選択

設定

閉じる

情報公開範囲を選びます

情報公開範囲を選択してください。

開示情報確認

申請者氏名	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
申請者住所	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設名称、屋号又は商号	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設所在地	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設連絡先	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開

ファイル登録 確認 戻る 一時保存

必要なデータを添付します

必要なファイルをアップロードしてください。

- ・ 図面(必須)
 - ・ 水質検査の成績書(井水の場合) など
- * 写真でも可能ですが、データ許容量が小さいため、モノクロの PDF ファイルをおすすめします。

許可営業施設登録 >> ファイル登録

営業許可の申請に必要なファイルを設定して下さい。
ファイルの指定が完了後「設定」ボタンをクリックしてください。

施設の構造及び設備を示す図面	ファイルを選択	選択されていません	ファイルクリア
営業を譲り受けたことを証する書面等	ファイルを選択	選択されていません	ファイルクリア
水質検査の結果	ファイルを選択	選択されていません	ファイルクリア
その他必要書類①	ファイルを選択	選択されていません	ファイルクリア
その他必要書類②	ファイルを選択	選択されていません	ファイルクリア
その他必要書類③	ファイルを選択	選択されていません	ファイルクリア
その他必要書類④	ファイルを選択	選択されていません	ファイルクリア
その他必要書類⑤	ファイルを選択	選択されていません	ファイルクリア
備考			

申請内容を確認します

開示情報確認

申請者氏名	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
申請者住所	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設名称、屋号又は商号	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設所在地	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設連絡先	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開

全ての入力が終わったら、

確認

をクリック

ファイル登録 確認 戻る 一時保存

その他必要書類①

その他必要書類②

その他必要書類③

その他必要書類④

その他必要書類⑤

備考

申請内容に誤りがないか確認し、

登録

をクリック

開示情報確認

申請者氏名	公開
申請者住所	公開
営業施設名称、屋号又は商号	公開
営業施設所在地	公開
営業施設連絡先	公開

登録

戻る

番外編

スマートフォンからの申請でよくある質問

- Q** GビジネスIDでないアカウントを作るボタンがありません。
- Q** 届出を申請するボタンはあるのですが、許可を申請するボタンがありません。
- A** スマートフォン用サイトだと表示されません。
PC用サイトの表示にする必要があります。

★ iPhone の場合①

URL 左 のメニュー（ああ の表示あり）

→ 「デスクトップ用 Web サイトを表示」 

★ iPhone の場合②

URL 右 の更新ボタン  を長押し

→ 「デスクトップ用サイトを表示」

★ Android の場合

URL 右のメニュー（⋮ の表示あり）

→ 「PC 版サイトを見る 」 にチェック

[アカウントの作成はこちら](#) >

や

[営業許可の申請](#) >

から操作できます。

Q ボタンを押しても何も開きません。

A 新しいウィンドウを開かないような設定になっている可能性があります。
ポップアップブロックを解除してください。

★ iPhone の場合

「設定」→「Safari」→「ポップアップブロック」をオフに



★ Android の場合

URL 右のメニュー (⋮ の表示あり)

→「設定」→「サイトの設定」→「ポップアップ」

→「ポップアップ」を許可に



これらを試しても解決できない場合は、以下にお問い合わせください。

食品衛生申請等システム ヘルプデスク

TEL 080 - 4953 - 0566

Mail TJ-fas-helpdesk@tjsys.co.jp